

第5章 参 考

第5章 参 考

1 施設見学者数

施設名 年度	富士見環境センター (リサイクルプラザ)		新座環境センター	
	団体数	見学者数 (人)	団体数	見学者数 (人)
2	0 団体 (うち、小学校見学 0)	0	0 団体 (うち、小学校見学 0)	0
3	0 団体 (うち、小学校見学 0)	0	0 団体 (うち、小学校見学 0)	0
4	0 団体 (うち、小学校見学 0)	0	0 団体 (うち、小学校見学 0)	0
5	18 団体 (うち、小学校見学 8)	856	0 団体 (うち、小学校見学 0)	0
6	18 団体 (うち、小学校見学 9)	904	0 団体 (うち、小学校見学 0)	0

※令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、見学団体の受入れはなし。

2 志木地区衛生組合規約

〔昭和 39 年 6 月 1 日〕
〔埼玉県指令 39 地第 3620 号〕

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組合は、志木地区衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組織)

第 2 条 この組合は、志木市、新座市及び富士見市（以下「組合市」という。）をもって組織する。

(目的)

第 3 条 この組合は、ごみ等に関する事業を共同処理することを目的とする。

(事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、埼玉県富士見市大字勝瀬 480 番地に置く。

第 2 章 組合の議員

(議員の定数及び選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は 18 人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

志木市 6 人

新座市 6 人

富士見市 6 人

- 2 前項の組合の議員は、組合市の議会においてその議会の議員のうちからそれぞれ 5 人ずつ選挙し、他の 1 人は、組合市の議会の議長（以下「組合市の議長」という。）の職にある者をもって充てる。

(任期及び失職)

第 6 条 組合の議員の任期は、組合市の議員の任期とする。

- 2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 組合の議員が組合市の議長である者にあつては当該議長、組合市の議員である者にあつては当該議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補欠選挙)

第 7 条 組合の議員が欠けたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

第 3 章 執行機関

(設置及び選任の方法)

第 8 条 組合に管理者 1 人及び副管理者 3 人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、第 3 項に規定する常任の副管理者を除き、組合市の長の協議により、組合市の長のうちから、これを定める。

- 3 第 1 項の副管理者のうち、1 人を常任の副管理者とし、管理者が組合の事務について知識又は経験を有する者のうちから、組合の議会の同意を得て、これを選任する。

(任期)

第 9 条 管理者及び副管理者の任期は、組合市の長の職にある期間とし、前条第 3 項に規定する常任の副管理者の任期は 4 年とする。

(職務権限)

第 10 条 管理者は、組合を統轄し及び代表し並びに組合の事務を管理し及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(職員)

第 11 条 組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第 12 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員の中から選任されたものにあつては、その議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任されたものにあつては 4 年とする。

第 4 章 経費

(経費)

第 13 条 組合の経費は、組合の事業（財産）より生ずる収入及びその他の収入をもって充て、組合の事務の管理及び執行に要する費用は、組合市が負担する。

2 前項の規定により組合市の負担する割合は、均等割 20 パーセント、搬入量割 80 パーセントとする。

第 5 章 補則

(地方自治法の準用)

第 14 条 この規約に規定すべき事項で、この規約に定めないものについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）中、市に関する規定を準用する。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

附 則（昭和 44 年埼玉県指令地第 1150 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 46 年埼玉県指令地第 2179 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 47 年埼玉県指令地第 994 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 49 年埼玉県指令地第 72 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 52 年埼玉県指令地第 1363 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 55 年埼玉県指令地第 1158 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 6 0 年埼玉県指令地第 1 7 3 7 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 6 1 年埼玉県指令地第 1 0 6 1 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年埼玉県指令地第 2 1 6 8 号）

この規約は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年埼玉県指令地第 9 7 8 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則（平成 7 年志衛組発第 3 4 号）

この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、この規約による変更後の第 13 条第 2 項の規定は、平成 7 年度の負担割合から適用する。

附 則（平成 2 0 年埼玉県指令市第 1 6 6 7 号）

この規約は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。

3 放射性物質等の測定結果

(1) 主灰(焼却灰)の放射性物質濃度測定結果

単位: Bq/kg

試料採取日	測定項目 施設名	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性セシウム	放射性セシウム
		I-131	Cs-134	Cs-137	合計
令和6年7月17日	富士見環境センター	不検出	不検出	不検出	不検出
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	不検出	不検出
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	23	23

※主灰とは燃やしたごみの燃えがらのことで、焼却炉の底から排出される灰です。

(2) 飛灰(集じん灰)の放射性物質濃度測定結果

単位: Bq/kg

試料採取日	測定項目 施設名	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性セシウム	放射性セシウム
		I-131	Cs-134	Cs-137	合計
令和6年4月17日	富士見環境センター	不検出	不検出	50	50
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	14	14
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	46	46
令和6年5月15日	富士見環境センター	不検出	不検出	34	34
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	17	17
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	28	28
令和6年6月19日	富士見環境センター	不検出	不検出	40	40
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	12	12
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	22	22
令和6年7月17日	富士見環境センター	不検出	不検出	25	25
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	16	16
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	20	20
令和6年8月21日	富士見環境センター	不検出	不検出	25	25
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	20	20
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	27	27
令和6年9月18日	富士見環境センター	不検出	不検出	26	26
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	12	12
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	32	32
令和6年10月16日	富士見環境センター	不検出	不検出	35	35
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	不検出	不検出
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	31	31
令和6年11月20日	富士見環境センター	不検出	不検出	25	25
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	16	16
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	28	28
令和6年12月18日	富士見環境センター	不検出	不検出	28	28
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	16	16
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	25	25
令和7年1月15日	富士見環境センター	不検出	不検出	22	22
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	13	13
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	17	17
令和7年2月19日	富士見環境センター	不検出	不検出	36	36
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	17	17
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	20	20
令和7年3月19日	富士見環境センター	不検出	不検出	22	22
	新座環境センター東工場	不検出	不検出	不検出	不検出
	新座環境センター西工場	不検出	不検出	20	20

※飛灰とはろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれているダスト(ばいじん)の事です。

(3)敷地境界における空間放射線量測定結果

敷地境界における空間放射線量測定結果は令和4年7月で終了したため、掲載しない。